給与所得者等再生による再生計画認可

平成２１年（再ロ）第２１号

神戸市長田区花山町２丁目10番20号
再生債務者　髙田　弘美
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成22年6月16日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年6月18日
神戸地方裁判所第３民事部個人再生係

平成２２年（再ロ）第１号

長野県上田市中央北２丁目８番17号　遠藤アパート３号
再生債務者　布施　邦明
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成22年6月17日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年6月21日　長野地方裁判所上田支部

平成２１年（再ロ）第４号

三重県津市大里川北町577番地42
再生債務者　前川　和夫
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成22年6月17日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年6月18日　津地方裁判所再生係

平成２１年（再ロ）第１４号

高知市高須新木２番19号　リバーサイドハイツ103号
再生債務者　門脇まゆみ
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成22年6月17日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年6月21日
高知地方裁判所民事部個人再生係

平成２２年（再ロ）第１号

広島県呉市廿日市中央６丁目16番９号
再生債務者　川崎　康弘
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成22年6月18日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年6月21日　広島地方裁判所呉支部

平成２２年（再ロ）第２号

広島県呉市広中新開２丁目13番３―301号
再生債務者　井黒　知美
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成22年6月18日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年6月21日　広島地方裁判所呉支部

給与所得者等再生による再生計画不認可

平成２２年（再ロ）第１号

宮城県石巻市羽黒町２丁目１番２号
再生債務者　今野　宏芳
1　主文　本件再生計画を認可しない。
2　理由の要旨　平成22年6月7日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法241条2項7号に定める事由がある。
平成22年6月21日
仙台地方裁判所石巻支部再生係

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲はＺの権利義務全部を承継して存続しＺは解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から１箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十二年六月十七日
掲載頁　一四〇頁（号外第一二七号）
（Ｚ）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十二年六月二十四日
掲載頁　一一三頁（号外第一三三号）
平成二十二年六月二十九日
札幌市西区発寒九条一三丁目三番三号
（甲）株式会社今野商事
代表取締役　今野　鉄雄
札幌市中央区北一二条西一〇丁目１番二〇号マルカ食品卸売センター内
（Ｚ）株式会社今野水産
代表取締役　関　勇二

合併公告

株主及び債権者各位
左記会社は合併して甲はＺの権利義務全部を承継して存続し、Ｚは解散することにいたしましたので公告します。
効力発生日は平成二十二年八月１日であり、甲及びＺにおける株主総会の承認決議は平成二十二年七月二十三日を予定しております。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から１箇月以内にお申し出下さい。
また、この合併に反対で、株式買取請求をされる株主は、右効力発生日の二十日前の日から効力発生日の前日までの間にその旨及び株式買取請求に係る株式の数をお申し出下さい。
なお、甲及びＺの最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十二年四月二十二日
掲載頁　八十三頁（号外第八十六号）
（Ｚ）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十二年四月二十二日
掲載頁　八十三頁（号外第八十六号）
平成二十二年六月二十九日
東京都渋谷区広尾二丁目九番二八号
（甲）株式会社ゼオ
代表取締役　黒井　宏昌
東京都中央区築地四丁目五番九号
（Ｚ）株式会社イーヴァム・インターナショナル
代表取締役　黒井　宏昌

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
効力発生日は平成二十二年七月三十日であり、甲は、会社法第七九六条第三項、乙は会社法第七八四条第一項に基づき、それぞれ株主総会の承認決議は経ずに合併を決定しております。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から１箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出
済
（乙）計算書類の公告義務はありません。
平成二十二年六月二十九日
東京都千代田区神田錦町一丁目二番地１
（甲）昭栄株式会社
代表執行役　藤岡　正男
東京都千代田区神田神保町一丁目一一番地
さくら綜合事務所内
（乙）タイハック有限会社
取締役　浅野　明彦

合併公告

債権者及び株主等関係者　各位
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から１箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出
済。
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十一年九月十五日
掲載頁　九十二頁（号外第一九八号）
平成二十二年六月二十九日
東京都港区青山二丁目二番八号
（甲）株式会社ＭＡＧねっとホールディングス　代表取締役　小森　祐作
東京都中央区日本橋堀留町一丁目五番七号
（乙）株式会社Ｉファクター
代表取締役　田中　里和

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十二年六月十八日
掲載頁　一五九頁（号外第一二八号）
（乙）計算書類の公告義務はありません。
平成二十二年六月二十九日
名古屋市瑞穂区春山町二三番地
（甲）株式会社ニライ
代表取締役　日比　雅喜
名古屋市瑞穂区田辺通五丁目八番地
（乙）有限会社プーロ
代表取締役　日比　雅喜